Insight Review

~ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ~

【発行元】 ASAKパートナーズ ASAK浅岡会計事務所 ASAK佐々木不動産鑑定士事務所 ASAK社会保険労務士事務所 ASAK行政書士事務所 ASAK財産コンサルティング(株) ASAKビジネスコンサルティング(株)

【発行日】 2020年8月1日

請求書の完全電子化に向け協議開始

◆ 仕様統一で、会計・税の作業負担減

企業間でやりとりする請求書の完全なデジタル化に向け、データ仕様を統一 する取り組みが始まります。政府とソフトウエア企業など約50社が近く協議を 開始し、2023年までに導入をめざします。非効率な作業が多いと競争力に 響きます。これにより、会計や税に関する作業を効率化し生産性を高めること が狙いです。

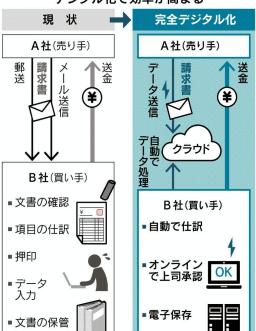
日本のデジタル化は海外に比べて遅れています。電子商取引の利用率は 経済協力開発機構(OECD)に加盟する38カ国中で20位にとどまります。 インド大手調査会社のザ・インサイトパートナーズによると、世界の電子請求書 関連の市場は2019年で48億4千万ドル(約5千億円)ですが、日本では、 約1億6千万ドルとなっています。

欧州連合(EU)は2008年に請求書や受発注などの電子取引文書の仕様を 決めています。スウェーデンやデンマークなどは政府と企業間の請求書の デジタル化を義務付け、イタリアは2019年に企業も含めてすべて義務化して います。

こうした状況下で、日本も対策に乗り出します。企業が製品やサービスの 代金を求める際に出す請求書は通常、紙の書類の郵送やメールで請求先に 届けています。これを受け取った企業は、自社のシステムの仕様に合わせて データを入力し直しています。

仕様が同じメーカーのソフトを導入していないと請求書データは自動的に 会計システムと連携していません。大企業では業界内で同じ仕様の活用が 進むものの、電子で完結する取引先は2割程度とみられています。

デジタル化で効率が高まる



制度が始まり、特に中小企業の 負担が高まる見通しです。

2023年10月からはインボイス

CONTENTS

請求書の完全電子化に
向け協議開始・・・・・ P.1
インボイス制度とは・・・・・ P.2
法人による災害支援に関する
税務上の取扱い・・・・・P.2
新型コロナウイルス感染症に
関連した雇用保険の特例・・・・・ P.3
厚生年金の標準報酬月額の
最高等級が引上げ・・・・・ P.3
不動産投資における基礎知識・・・ P.4
還元事業実施による
キャッシュレス決済の利用状況・・・・・P.5
8月度の税務スケジュール・・・・・P.5
今月の名言録・・・・・・P.6
無料相談会実施中·····P.6

最新情報は ASAKのTwitter(ツイッター)も ご利用ください!

随時更新しますので フォローして下さい!





今回、政府と民間会社で立ち上げた協議会には、会計ソフトでシェア1位 の弥生や、「勘定奉行」などの会計システムを販売するオービック(OBC) など約10社が参加し、クラウドで書類をやりとりするサービスの米トレード シフトも加わり最終的に約50社の参加を見込んでいます。

請求書データの入力・参照を各企業がクラウド上で進められるシステムを 開発し、取引先への入金や領収書作成を自動的に進める機能も加えます。 紙の保存を不要にする規制緩和はすでに実施されており、仕様の統一で デジタル化が進みそうです。

中小向けには月数百円程度で使えるクラウドサービスも開発し、政府は 導入費用の補助を検討しています。オンラインで可能な税務申告や、雇用 保険、年金保険など行政向けの書類作成とも連動する予定です。協議会が 年内にも共通仕様を固め、2022年秋から順次サービスを開始します。

新型コロナウイルスの拡大を受け企業で在宅勤務の取り組みが広がって おり、コロナ対策を進める上でもデジタル化の推進が急務となっています。

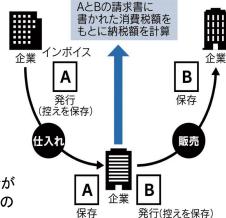
(参考資料:日本経済新聞2020.7.30より抜粋)

インボイス制度とは

インボイス制度とは、取引した商品ごとに消費税の税率や税額が記された 請求書で「税額票(インボイス)」をもとに消費税の税額を計算する制度です。 消費税の課税事業者が消費税の計算(仕入税額控除)を行うにあたっては、 取引先から受取ったインボイスの保存が必ず必要になります。この制度は、 日本では2023年10月に導入されますが、フランスやドイツ、英国などでは すでに導入されています。

インボイスの発行には課税事業者として税務署の登録を受ける必要があります。発行できなければ商品の納付先企業の税務申告に影響を与えるため、取引を敬遠される恐れがあります。このため、現在、消費税を免税されている小規模な免税事業者がインボイスを発行できる課税事業者に転換する動きが広がりそうです。これにより、消費税が事業者の手元に残ったままになる「益税」の問題の解決につながると考えられています。

インボイスは納税額の計算に必要になる



インボイスの手続きを誤ると税額計算のやり直しなどで業務効率が大幅に落ちるので、従来通りの人手をかけた作業のままだと煩雑になり間違いも起きやすくなります。そこで、日本の商流全体でのデジタル化が急務になっています。 電子インボイスが普及する欧州では多くの国で企業の手間が少なくなっており、日本でも導入が急がれています。

法人による災害支援に関する税務上の取扱い

今年も全国で災害が多く発生しています。被害に遭われた方におきましては、 心よりお見舞い申し上げます。災害が発生したときには、国や地方公共団体の他、 法人や個人からの『支援』は欠かせません。このような『支援』を法人が行ったときの 税務上の取扱いを確認してみましょう。



◆ 災害義援金

日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会(以下、中央共同募金会)などが募集する"災害義援金"を法人が支払った場合には、その全額を「国等に対する寄附金」として、支払った日の属する事業年度の損金の額に算入します。この場合における"災害義援金"とは、当該義援金が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものをいいます。

たとえば、日本赤十字社や中央共同募金会が募集している『令和2年7月豪雨災害義援金』が該当します。

◆ 災害見舞金

(1)自社の従業員等に対するもの

被災した自社の従業員等に対して災害見舞金を支給した場合には、"一定の基準"を定めた規程に則ったものであれば、福利厚生費として損金の額に算入することができます。

この場合における"一定の基準"とは、①合理的な基準による支給であること、②社会通念上相当の範囲内の金額であること、などをいいます。

(2)取引先に対するもの

通常、取引先への見舞金は、交際費等として取扱います。ただし、被災した取引先に対する災害見舞金については、 被災の程度や取引状況等を勘案した相応の金額であれば、交際費等ではなく、損金として取扱います。

◆ 売掛金等の免除

通常、取引先に対する売掛金あるいは貸付金の利子の免除を行った場合には、交際費等又は寄附金として取扱います。 ただし、その免除の相手が被災した取引先であるときは、通常の営業活動を再開するまでの期間内に復旧支援を目的 として行われたものであれば、損金として取扱います。これは、低利融資の場合も同様です。

◆ 自社製品の無償提供

自社製品を救援物資として提供したときに、当該提供ための費用を広告宣伝費に準じて損金の額に算入するためには、 提供先が災害による被害を受けた不特定又は多数の者である必要があります。他方、限られた特定の者への贈答を 目的としたものは、交際費等又は寄附金として取扱います。

Insight Review

新型コロナウイルス感染症に関連した雇用保険の特例

新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)の拡大を背景に、家族の介護や子供の世話のために退職せざるをえなくなる、また、雇止めや解雇される労働者が多く発生しています。今回は、このような離職者が受けられる雇用保険の基本手当(いわゆる失業手当)に関する特例について確認します。

カルボれ! ありかと!

◆ 給付制限が行われない措置

失業手当は、離職理由により一定期間、給付を受けることのできない給付制限の期間が 設けられています。ただし、特定受給資格者(倒産や解雇等が理由の離職者)や、特定理由離職者(一定の雇止め、 転居や婚姻等による自己都合退職等が理由の離職者)は、この給付制限の期間が設けられていません。

新型コロナの影響として、2020年2月25日以降に以下の理由により離職した人は、特定理由離職者として扱うことにより、給付制限の期間が設けられないこととなっています。

- ① 同居の家族が新型コロナに感染したことなどにより看護又は介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ② 本人の職場で感染者が発生したこと、又は本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③ 新型コロナの影響で子(小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童 クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る)の養育が必要となったことから自己 都合離職した場合

◆ 給付日数の延長

新型コロナにより、経済状況は急激に悪化し、以前の状況に戻るには相当の時間を要するともいわれています。求人 倍率も大幅に減少し、離職者の求職活動の長期化等が予想されます。そのため、失業手当の受給者について、給付 日数が延長されることになりました。

対象となる離職者は、以下の対象者のうち、2020年6月12日以降に所定給付日数分の基本手当の支給が終了する人です。延長される給付日数は原則60日ですが、一定の場合に該当する人は、30日となります。

離職日	対象者
2020年4月7日以前	離職理由を問わない(全受給者)
2020年4月8日~2020年5月25日まで	特定受給資格者および特定理由離職者
2020年5月26日以降	新型コロナの影響により離職を余儀なくされた特定受給 資格者および特定理由離職者(雇止めの場合に限る)

厚生年金の標準報酬月額の最高等級が引上げ

厚生年金保険の標準報酬月額が2020年9月1日から引き上げられる予定となっています。

これに関し、日本年金機構は毎月発行している「日本年金機構からのお知らせ」にて、案内を開始しました。案内されている内容は、2020年9月1日より、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級(第31級・62万円)の上に、新たな等級(65万円)が追加され、上限が引き上げられることの他、特別な手続きはいらないこと、改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主へは9月下旬以降、通知が届くことです。

なお、健康保険の標準報酬月額の最高等級(第50級・139万円)については変更ありません。

<改定前>

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	
(旧)第31級	620,000円	605,000円以上	

<改定後>

月額等級	標準報酬月額	報酬月額		
(新) 第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満		
(新) 第32級	650,000円	635,000円以上		

不動産投資における基礎知識

不動産投資は、やはりある程度の知識を得たうえで、自分なりに研究を重ねてから検討する方が望ましいでしょう。

そこで、最低限おさえておいて欲しい不動産投資や融資に関する基礎知識をご紹介いたします。

◆ 不動産投資に関連する用語

●アパートローン

住宅以外の賃貸用のマンションやアパート、賃貸用の店舗、事務所等の不動産に対するローンのこと。 一般に、通常の住宅ローンよりも金利水準が高く、変動金利や短期の固定金利となっていることが多いのが特徴です。

●利回り

投資した金額に対して、得られる利益が何%あるかを表した数値のこと。「表面利回り」と「実質利回り」があります。

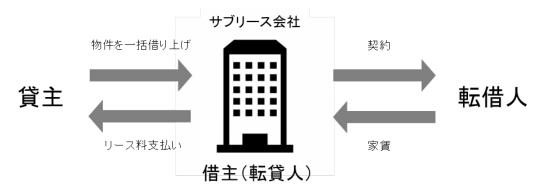
表面利回り	年間家賃収入を物件価格で割ったもので、経費や税金などを含めずに計算して算出した利回りの こと。広告などでは表面利回りを表示していることが多い。
実質利回り	年間家賃収入から賃貸管理委託手数料や固定資産税、都市計画税など、あらかじめほぼ確定 している年間支出を差し引いた年間粗利益を、物件価格で割ったもの。表面利回りよりも現実的な 数字となります。ただし、空室率や修繕積立費用を含めずに計算しているケースも多いです。

●サブリース

サブリースとは、「転貸借」のことで、賃貸管理会社に部屋を賃貸し、その管理会社がさらに第三者(入居者)に貸す、いわゆる「又貸し」をいいます。また、賃貸物件の「一括借上げ」や「空室保障」などの家賃保証のことをサブリースという場合もあります。これについては、近年、さまざまな問題が指摘されています。

▼サブリースの仕組み

賃貸人からサブリース会社が一括して物件を借り上げ、それを第三者に(入居者)に貸すという仕組み。 業者側が借り上げて固定の家賃を払ってくれるので、ローリスクでアパート経営ができるというのが売りです。



サブリースの問題点

最近、サブリース契約をめぐる業者と賃貸人(貸主)との間のトラブルが増えています。

例えば、家賃保証といっても「2年ごとに賃料の見直しを行う」などの特約が盛り込まれているケース もあり、当初の賃料ベースの資金計画どおりにいくのは一定期間だけであったり、修繕費や修復費が かかれば貸主の負担になることも盲点です。

また、空室のリスクがあるにもかかわらず、投資効果を高く見せるため、あらかじめ上乗せされた 相場より高めの賃料で設定されているような場合もあり、これでは次第に入居希望者も減っていくこと にもなり、いずれ賃料の見直しによる収益計画の下方修正が余儀なくされていることも多いのが実情です。 いずれにしても、業者が提示する事業計画(収益見込み)を鵜呑みにしないことが肝心です。

還元事業実施によるキャッシュレス決済の利用状況

昨年10月から始まったキャッシュレス・ポイント還元事業 (以下、還元事業)が6月30日で終了しました。ここでは経産省が 発表した調査結果から、還元事業実施による消費者の キャッシュレス決済の利用状況をみていきます。

◆ すべての年代で利用頻度が増加

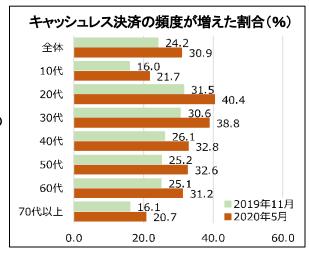
この調査結果から、還元事業実施によって、キャッシュレス決済の 頻度が増えた割合をまとめると、右グラフの通りです。全体では 5月時点で30.9%と、11月時点よりも6.7ポイント増加しています。

◆ 進むクレジットカード以外の利用

下記の表では、1週間に1回以上キャッシュレス決済を利用している割合を、種類別にまとめています。

これをみると10代以外は、クレジットカードの利用割合が

最も高い状況です。その他、交通系以外電子マネーが40~60代で、QR/バーコード決裁は20~40代で20%を超えるなど、クレジットカード以外の利用も進んでいることがうかがえます。



◆ 8割が今後も利用したいと回答

キャッシュレス決済の今後の利用については、消費者の80%が還元事業終了後も利用したいとしています。 還元事業によって、消費者のキャッシュレス決済利用が進んでおり、事業者側もキャッシュレス対応を進めることが、 顧客の利便性を高め、顧客獲得にも役立つでしょう。

1週間に1回以上利用している割合(%) ※2020年5月末時点

	全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
クレジットカード	34.1	6.8	31.3	38.8	34.3	35.9	38.3	31.1
デビットカード	2.5	2.6	4.6	3.4	2.5	2.2	1.6	1.5
交通系電子マネー	5.0	6.7	8.1	7.8	5.3	4.4	3.4	1.8
交通系以外電子マネー	18.2	8.1	15.0	19.7	21.8	23.7	21.5	13.9
QR/バーコード決裁	17.4	12.2	24.2	26.8	21.2	19.4	14.7	6.7

[※]交通系電子マネーは買い物等での利用割合

8月度の税務スケジュール

内容	其	限		
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限	8月11日(火)		
6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税 ・法人事業所税・法人住民税>				
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る 確定申告<消費税・地方消費税>				
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費・地方消費税〉				
12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税 ・法人住民税>(半期分)	申告期限	8月31日(月)		
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の 3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>				
消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>				
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告				
個人事業税の納付(第1期分)	64 ₩□ 7 ⊑	08018/8		
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	納期限	8月31日(月)		

今月の名言録

渦の中心で仕事をする

自分一人では大した仕事はできません。

上司、部下、同僚等、周囲にいる人たちと協力して進めていくのが仕事です。

ただし、自分から積極的に仕事を求めて、

周囲の人たちが自然と協力してくれるような状態にしていかなければなりません。

これが、"渦の中心で仕事をする"ということです。

下手をすると、他の人が渦の中心にいて、自分はそのまわりを回るだけ、

つまり協力させられるだけに終わる場合があります。

会社の中には、"鳴門の渦潮"のように、あちらこちらに仕事の渦が巻いています。

その周囲に漫然と漂っていると、たちまちに渦に巻き込まれてしまいます。

自分が渦の中心にいて、周囲を巻き込んでいくような仕事の取り組み方をしなければ、

仕事の喜びも、醍醐味も知ることはできないでしょう。

自ら渦を巻き起こせるような、主体的で積極的な人材であるかどうか、

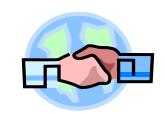
これによって仕事の成果は言うに及ばず、人生の成果も左右されると私は思います。

(「心を高める、経営を伸ばす」 稲盛和夫著 PHP研究所)

無料相談会実施中!

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、 お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、 必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- 新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください!

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階 TEL:052-331-0135 • 0145 FAX:052-331-0167

http://www.asaoka-kaikei.com

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL: 059-397-8650 FAX: 059-397-8651

税理士 行政書士 不動産鑑定士 佐々木 勝己

社会保険労務士 松永裕美 大竹 正博

